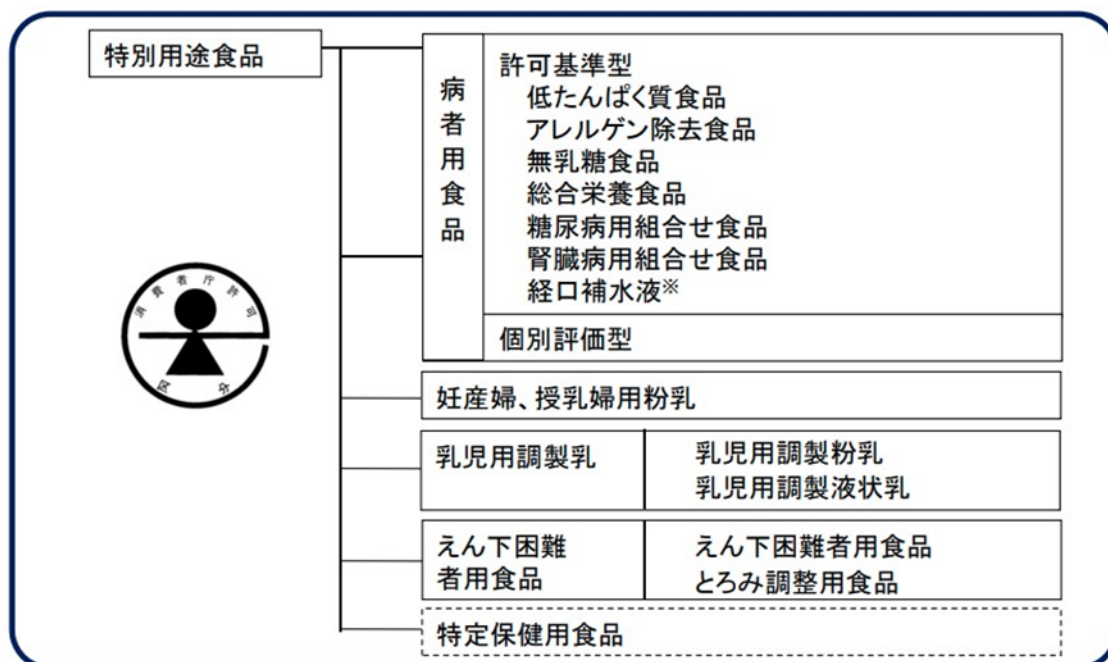


特別用途食品

特別用途食品は、乳児の発育、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持や回復に適するという特別の用途について表示を行う食品である。特別用途食品は、昭和 27 年に当時の厚生省により、特別の用途に適する旨の表示をする特殊栄養食品として創設された（栄養改善法）。その後、平成 3 年に特定保健用食品が新設され、特別用途食品の中に位置付けられた。さらに、平成 21 年に所管が消費者庁に移管されて制度の改正が行われ、現在に至っている（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令平成 21 年内閣府令第 57 号）。特別用途食品を販売するには、表示について消費者庁長官の許可を受けなければならない（健康増進法第 43 条第 1 項）。また、表示の許可に当たっては、規格または要件の適合性について国の審査を受ける必要がある。図に特別用途食品の種類とマークを示した。



※ 令和5年5月19日から追加。

図. 特別用途食品の種類（消費者庁ホームページより）。

病者用食品には許可基準型と個別評価型がある。個別評価型食品には、潰瘍性大腸炎患者用食品、感染性腸炎及び熱中症による脱水状態に適した経口保水液、褥瘡を有する方の食事療法に適した食品が許可されている。なお、令和 5 年に新設された許可基準型の経口保水液は、感染性胃腸炎による脱水状態にのみ適用できる。特別用途食品の表示許可件数は、令和 6 年 1 月時点で 114 件である。

（石見 佳子）